

令和元年10月1日

消費税の軽減税率制度が始まります。

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

8%

軽減税率(8%)の対象品目

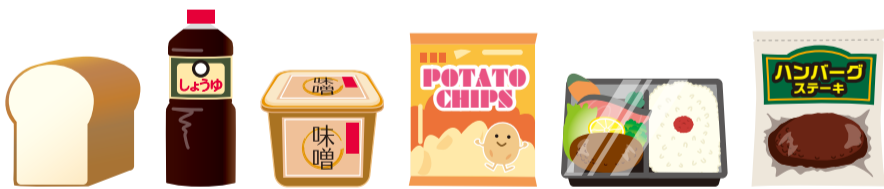
飲食料品



生鮮食品



飲料



加工食品

飲食料品の
テイクアウト
デリバリー



10%

標準税率(10%)の対象品目

酒類



外食
イートイン
ケータリング



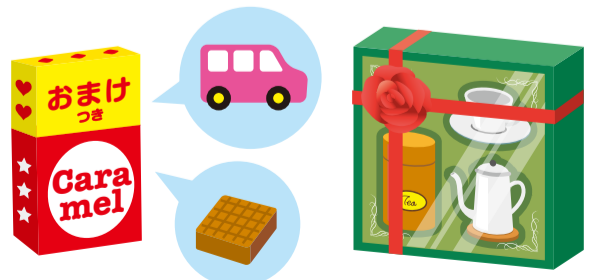
その他



一体資産

おもちゃ付きのお菓子のよう、食品と食品以外の資産が一体となっているものを言います。

税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率(8%)の対象となります。(それ以外は標準税率(10%)の対象です)



公益財団法人 **食品等流通合理化促進機構**
the Organization of Food-marketing Structure Improvement

消費税軽減税率制度に関する相談窓口

03-5809-2658

(http://www.ofsi.or.jp/keigen_zeiritsu)